

提出日(西暦)	2022年 9月 28日
---------	--------------

品質管理システム概要書 (2022年 9月 9日現在)

監査事務所名 清陽監査法人

代表者名 中市 俊也

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

当法人は、品質管理に関する責任の方針及び手続を定め、適切な品質管理のシステムの整備及び運用に努めている。

当法人は、すべての監査業務において品質が優先されるべきことが、重要であるということを認識している。理事会は、監査品質を重視する風土を醸成すべく、監査実施者に対して各種会議や事務所開催研修において繰り返し伝達している。

理事会は、社員の中から、品質管理のシステムを整備し運用するための十分かつ適切な経験及び能力を有する者を品質管理担当責任者に選任し、当該責任者は、品質管理上の問題を識別し、理解して適切な対応を課している。なお、当法人の品質管理に関する最終的な責任は理事長が負う。業務執行社員は、実施する監査業務の全体的な質を合理的に確保するため、当法人が定める品質管理のシステムに準拠して監査を実施する責任を負う。

【不正リスクへの対応】

当法人は、不正リスクに留意して品質管理に関する方針及び手続を定め、適切な整備及び運用に努めている。不正リスクに関する品質管理の責任者は、理事長である。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

(1) 職業倫理

当法人は、当法人及び監査実施者が職業倫理に関する諸規則等で定める規定を遵守することを確保するための方針と手続を定めている。

(2) 独立性

当法人は監査事務所及び監査実施者の独立性について、厳格な方針及び手続を定め、倫理規則等で定める独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎年一定時期並びに必要な時点において、独立性に関する調査を実施し、その遵守状況を確認している。

(3) ローテーションの方針及び手続

当法人は、業務執行社員及び審査担当社員並びに業務執行社員と同程度以上に実質的に関与している補助者の長期間の関与に関して方針及び手続を次のように定めている。

大会社等の監査業務については、協会の倫理規則で定める7会計期間のローテーションと2年間（筆頭業務執行社員は5年）のインターバルを義務付ける。

大会社等以外の監査業務については、監査業務の目的や内容及び業務執行社員が同一の監査業務に従事している期間等を考慮し、独立性に対する脅威について適切な措置を講ずる必要があるかどうかを検討する。

3. 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

当法人は、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を定めるとともに、適切な監査業務を実施することができるか否かについて十分に検討した上で判断することとしている。

【不正リスクへの対応】

監査契約の新規の締結及び更新にあたっては、不正リスクを考慮して監査契約の締結に伴うリスクの程度を評価している。

4. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

当法人は、監査業務の質を合理的に確保するために必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた監査実施者を十分に確保するために、監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任等の人事に関する方針及び手続を定めている。

教育訓練について、CPE制度の趣旨にのっとり、日本公認会計士協会の研修を活用するとともに、当監査法人独自の研修を計画的に実施している。

【不正リスクへの対応】

当法人は、監査業務上必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるように、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供している。

5. 業務の実施

(1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当法人は、監査業務の質を合理的に確保するために、監査業務の実施に関する方針及び手続を監査マニュアルに定め、これに準拠して監査業務を遂行している。

【不正リスクへの対応】

監査責任者は、不正リスクに適切に対応できるように、監査業務を監督する責任を負う。

(2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

当法人は、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に関しては、適切に専門的な問合せを実施することとしている。

【不正リスクへの対応】

不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ当法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問合せ、入手した見解を検討している。

(3) 審査の方針及び手続

当法人は、全ての監査業務について審査担当社員を選任し、監査計画から監査意見形成までの監査手続全般を対象とした審査を実施している。監査意見表明に関する審査は、審査担当社員によって行われるが、業務執行社員と審査担当社員との間で監査意見の合意が形成されない時其他所定の条件に該当する場合は、当該事項の重要性やリスクの程度に応じて、特別審査会の合議による審査を義務付けている。

【不正リスクへの対応】

審査担当者は、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて、検討している。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

当法人は、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違を解決するため、監査上の判断の相違に関する方針及び手続を定めている。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

監査ファイルは、原則として監査報告書ごとにまとめ、監査報告書日後適切な期間内に、監査ファイルの最終的な整理を完了するため、監査ファイルの最終的整理に関する方針及び手続を定めている。また、監査調書の管理及び保存に関する方針及び手続を定めており、これに従い保管・廃棄を実施している。

6. 品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

当法人は、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用され、かつ遵守されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関する方針及び手続を定めている。

品質管理のシステムの監視は、独立性の確保、監査契約の締結状況をはじめとする品質管理のシステム全般の整備・運用状況を継続的に点検・評価する日常的監視と完了した監査業務を選択して事後的に検証する定期的な検証により行われる。なお、定期的な検証は循環的に実施し、各業務執行社員の監査業務を網羅的に検証の対象としている。

【不正リスクへの対応】

監査業務における不正リスクの対応状況について、定期的な検証により、以下に掲げる項目が当法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを確かめている。

- 監査契約の新規の締結及び更新
- 不正に関する教育・訓練
- 業務の実施
- 監査事務所間の引継

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

監視によって発見された不備は品質管理システム監視責任者が取りまとめた後、業務執行社員及び理事会に伝達するとともに法人の構成員へ開示し、速やかに改善措置を指示又は実施することとしている。

(3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当法人は、当法人内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保するために、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を定める。この方針及び手続の一部として、当法人は、専門要員が不当な取扱いを受けることなく不服と疑義の申立てを行うことができるように、明確に定められた内部通報等の制度を定めている。

【不正リスクへの対応】

当法人内外からもたらされる情報に対処するため、情報の受付、関連する監査責任者への伝達、検討についての報告に係る方針及び手続を定めている。

7. 監査事務所間の引継の方針及び手続

当法人は、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について、監査事務引継が適切に行われることを合理的に確保するために、監査業務の引継に関する方針及び手続を定めている。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用となる監査業務に関して監査チームが実施した引継の状況について、品質管理担当責任者に報告することとしている。

8．共同監査の方針及び手続

当法人は、共同監査の監査業務の質を合理的に確保するため、共同監査に関する方針及び手続を定めている。これにより、共同監査を行う他の監査事務所の品質管理のシステムが当該監査業務の質を合理的に確保するものであるかどうかを、監査契約の新規の締結及び更新の際、さらに必要に応じて監査業務の実施の過程に応じて確認している。

9．組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続

該当事項なし

以 上

この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。

(記載上の注意)

1. 品質管理システム概要書の記載は、A4判10枚程度までとすること。ただし、「5. 業務の実施 (3)審査の方針及び手続」の記載に当たり、別途組織図(A4判に限る。)を添付することができる。

2. 各項目の記載に当たっては、「監査に関する品質管理基準」、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」に基づき、各監査事務所が定めた品質管理の方針及び手続の概要を簡潔かつ明瞭に記載すること。

なお、「監査における不正リスク対応基準」の適用対象である金融商品取引法に基づいて開示を行っている企業(非上場企業のうち資本金5億円未満又は売上高10億円未満かつ負債総額200億円未満の企業は除く。)の監査を行っている監査事務所の場合は、各項目の記載のうち、財務諸表監査における不正による重要な虚偽表示リスクに対応して定めた品質管理の方針及び手続の概要の記載を【不正リスクへの対応】という見出しの付された項目に記載して明瞭にすること。

3. 業務執行社員又は監査責任者のローテーションの方針及び手続については「2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続」の記載箇所に必ず記載すること。

4. 合併等の組織再編を行った場合には、品質管理の方針及び手続の変更方法を「9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続」に記載すること。例えば、合併後一定期間複数の品質管理の方針及び手続が併存する場合は、その旨及び統一予定時期を記載すること。

なお、合併後一定期間、複数の品質管理の方針及び手続が併存する場合には、複数の「品質管理システム概要書」を提出すること。

その他重要と考えられる品質管理の方針及び手続がある場合には、「9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続」に記載すること。